

地域包括支援センターの人員配置基準について

1 地域包括支援センターの人員配置基準

(1) 現状

担当地区内の65歳以上の高齢者人口に応じた職員体制としている。

担当地区の 65歳以上人口	職員体制	箇所数	該当する 地域包括支援センター
9,001人以上	8人	2	高森台・石尾台、中部
7,501人以上 9,000人以下	7人	1	西部
7,500人以下	6人	9	坂下、藤山台・岩成台、 高蔵寺、南城、松原、 東部、鷹来、柏原、味美・知多

(2) 改正案

センターの業務量に大きく影響する75歳以上の後期高齢者人口に応じた職員体制とする。

※令和7年4月1日時点人口で該当センターを振り分け

担当地区の 75歳以上人口	職員体制	箇所数	該当する 地域包括支援センター
5,001人以上	8人	2	高森台・石尾台、中部
4,001人以上 5,000人以下	7人	3	西部、藤山台・岩成台、 味美・知多
4,000人以下	6人	7	坂下、高蔵寺、南城、松原、 東部、鷹来、柏原、

(参考)

日常生活圏域別の高齢者人口及び後期高齢者人口

令和7年4月1日時点

日常生活圏域	高齢者人口	後期高齢者人口
坂下	5,662人	3,687人
高森台・石尾台	9,128人	5,983人
藤山台・岩成台	6,782人	4,042人
高蔵寺	5,384人	3,052人
南城	5,413人	3,374人
松原	6,145人	3,905人
東部	6,510人	3,899人
鷹来	5,011人	3,188人
柏原	5,991人	3,573人
中部	9,142人	5,342人
西部	7,955人	4,889人
味美・知多	6,800人	4,241人